

令和2年度事業計画書

特定非営利活動法人
神奈川被害者支援センター

自 令和2年4月1日
至 令和3年3月31日

第1 基本指針

1 活動方針

令和2年度は、当センターが活動を開始してから19年目に入るが、相談電話が増加傾向にあり、また、性犯罪被害者への直接的支援が増加傾向にあることから、支援業務に的確に対応するため「被害者支援事業の更なる充実を図る年」と位置付け、基本的事業である電話相談及び来所相談、カウンセリング、直接的支援、自助グループ活動の充実に向けての体制整備と、県が所管する性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター「かならいん」との連携を強化する。また、県警察、県産婦人科医会、県臨床心理士会、市町村等の関係機関、団体等との連携強化を図るほか、積極的な広報活動を通じて、犯罪被害者に対する地域社会の理解と協力を確保するための啓発活動を積極的に展開する。

2 重点目標

(1) 関係機関・団体等との幅広い連携網の構築（継続・拡大）

県、県警察、横浜地方検察庁、神奈川県弁護士会被害者支援委員会、市区町村、法テラス神奈川、神奈川県臨床心理士会、神奈川県被害者支援連絡協議会参加の各団体のほか、医療機関、DV、児童虐待、女性の性被害を支援する団体等との緊密な連携を強化し被害者支援網の拡大を図る。とりわけ生活、福祉部門を主管する市区町村との連携強化に努める。

(2) 相談員、支援員の拡大と資質、能力の向上（継続・拡大）

犯罪被害者等が、安心して支援を受けられるよう、相談員、支援員（以下、「支援員等」という。）の拡大（特に、女性支援員）と資質の向上に努める。

(3) 性犯罪被害者への支援体制の充実（継続・拡大）

性被害者専用電話「ハートライン神奈川」の周知活動を推進し、羞恥心や恐怖心からどこにも相談できずに潜在している被害相談を促進して支援に繋げる。また、県が平成26年4月1日から運用してきた「かながわ性犯罪・性暴力ホットライン」を深化させた「かならいん」を平成29年8月1日より開設したことから、連携の強化を図るとともに、県、県警察の支援を受けて、協力産婦人科病院・医院の更なる拡充と連携強化に努める。

(4) 県外居住犯罪被害者支援の充実（継続）

県内で発生した支援該当事件で、条例の適用範囲外の県外居住の被害者等に対する法律相談については被害者支援の立場から状況により実施（県内での相談1回）する。

(5) 積極的な広報啓発活動の推進（継続・拡大）

犯罪被害者等が安心して相談できる場所として当センター並びにサポステの広報活動を更に強化するとともに、被害者の立ち直りには地域の理解と協力が必要であることの理解を得るため、県や県警察等の関係機関・団体の後援を得ながら、駅頭・繁華街での

キャンペーンを開催するほか、地域単位での広報活動の実施について働きかけを強化する。また、地域被害者支援ネットワーク会議等の各種会議、講演会等への積極的な参加、県下の中学生・高校生に対する「いのちの大切さを学ぶ教室」を通じての積極的な広報啓発活動の推進に務める。

(6) 犯罪被害者等早期援助団体としての基盤整備（継続）

「犯罪被害者等早期援助団体」としての信頼に応えるため、個人情報保護を徹底するとともに、関係機関・団体と連携した積極的な支援活動や犯罪被害者等給付金申請補助業務を積極的に推進する。

(7) 財政基盤の確立（継続、拡大）

組織基盤を確立するための恒常的な財源を確保するため、会員の獲得、寄付金付自動販売機、募金箱の設置拡大、ホンデリングによる活動資金の確保を目指すほか、関係機関・団体が開催する会合への出席や講演時に、正会員・賛助会員の加入等を促し、多くの個人・団体からの寄付を得られるよう推進する。

第2 被害者等支援事業活動

1 電話相談事業

(1) 電話相談事業の充実（継続・拡大）

神奈川県からの電話相談事業の委託を受け、総合相談窓口（月曜日から土曜日の9時～17時）としての相談業務を行うほか、当センター独自に運用している性犯罪被害相談専用電話（「ハートライン神奈川」）について、潜在化している性犯罪被害者へ支援の利用を促すための広報活動を強化する。また、全国被害者支援ネットワークが、平成30年4月1日から開始した「ナビダイヤルによる電話相談」にも的確に対応できるよう、ボランティア支援員（電話相談員）の充実に努める。

(2) 支援員等のスキルアップ（継続、拡大）

支援員等の電話による心のケアの能力と被害者等が求める問題に対する処理能力の向上を図るため、毎月1回、電話相談、付添支援、自助グループ、福祉、医療、法曹界、被害者支援などを巡る動向の把握や関係機関・団体の行う活動内容などを中心とした月例研修を行うほか、経験の浅い支援員を中心としたロールプレイによる相談受理能力の向上を図るなど、支援員全体のスキルアップを図る。

2 面接相談事業

(1) カウンセリングの活発化（継続）

神奈川県からのカウンセリング事業の委託に的確に対応するため、神奈川県臨床心理士会ならびに登録カウンセラーとの連携をより強固なものとする。また、県内に限らず隣接都県の被害者等に対応するため、幅広い人脈を開拓して積極的なカウンセリングを推進する。

そのために、地域被害者支援ネットワーク会議等を通じ、カウンセリングのための施設（会議室等）を県内各地に確保するなど環境整備に努める。

(2) 関係機関との連携強化（継続）

医療機関、法曹界、神奈川県臨床心理士会等専門分野の組織等と日常的に密接な連携が取れるよう会議、研修会に出席するほか、直接訪問して相互協力を依頼する

等ネットワークの強化に努める。

(3) 面接相談の受理（継続）

カウンセリングまでは求めないが、面接して心情を吐露することを望む被害者の要望に応じるため、犯罪被害者相談員等による面接をサポステ相談室等において行う。

3 直接的支援事業

(1) 直接的支援事業の体制強化と活発な支援活動の推進（継続、拡大）

増加傾向にある付添支援に対応するため、直接支援要員の育成に努めるとともに、神奈川県、県警察、検察官、弁護士等と緊密な連携を図り、支援調整会議の外郭をなす支援体制をより強固なものとして活発な直接支援活動を推進する。

(2) 信頼される支援活動の確立（継続）

支援活動は、事案の内容、被害者の現状等を分析して適切な支援計画を策定して行う。また、支援の過程で知り得た個人情報の管理については、厳に定められた手続きを履行させるとともに確認を厳しく実施し、犯罪被害者等早期援助団体としての信頼を維持する。

(3) 他機関、ボランティア組織との協力体制の確立（継続、拡大）

被害者が、真に必要な支援を自ら選択できるようにするため、様々な支援方策を持つ関係機関、団体との緊密な連携体制を構築する必要があり、県内外の関係機関・団体や、県内の市区町村の被害者支援窓口担当者との連携・協力体制づくりを進める。

4 犯罪被害者自助グループの支援事業（継続）

被害者等の立ち直りを支援する唯一の長期的支援を充実するため、カウンセリング、直接支援を行った被害者等の要望に応じ、その意思を確認して自助グループへの参加を勧誘して被害者等の立ち直りのための支援活動を活発化する。

なお、被害種別、被害状況あるいは被害者親族等の関係等に応じて参加できる自助グループが必要なことから、自助グループの新たな設置を働きかけるとともに他の団体等が主催する自助グループとの緊密な連携を構築する。

5 人材の育成（継続）

全国被害者支援ネットワーク（以下「全国ネット」という。）や他府県の実施する自助グループ研修会、フォーラム、シンポジウム等への積極的参加、月例研修会の開催等により、職員、支援員等をファシリテーターとして育成する。

また、月例の研修を充実し、幅広い分野の講師を招聘して被害者の求めに応ずることのできる知識の涵養に努めると共に、被害者が求める支援に応じた受け皿づくりのための人脈開拓につながる人材を育成する。

6 犯罪被害者等給付金申請補助事業（継続）

犯罪被害者等給付金の申請に関し、給付金制度の照会、回答や申請手続き等の支援を県警察と協働して行う。

7 関係機関・団体等と連携した被害者支援事業

(1) 神奈川県、県警察及び市区町村との緊密な連携（継続・拡大）

サポステにおいて協働して支援活動を展開する県、県警察はもとより、神奈川県弁護士会、横浜地方検察庁、神奈川県臨床心理士会等並びに横浜市をはじめとする

県下各市区町村の被害者支援担当者と緊密に連携し、ワンストップによる充実した被害者支援を展開する。

(2) 全国ネットとの緊密な連携の推進（継続・新規）

全国ネットと緊密に連携し、各種情報の交換、他都道府県との連携活動の推進、情報の提供、研修会及び各種行事等への積極的参加等によって組織的かつ効果的な支援活動を行う。また、平成30年4月1日から全国ネットが開設した全国統一相談電話（ナビダイヤル0570-783-554）との連携した支援強化に努める。

(3) 関係機関、団体等との緊密な連携の推進（継続）

被害者等が必要とする支援内容を自ら選択して的確に立ち直りに寄与できる体制を確立するため、神奈川県、県警察、市区町村、横浜地方検察庁、神奈川県弁護士、法テラス、神奈川県臨床心理士会等の関係機関、団体、神奈川県被害者支援連絡協議会参加の各団体のほか、病院や民間団体とのネットワークを構築して各種情報の交換や相互協力を行う。

(4) 法テラス、神奈川県弁護士会被害者支援委員会との緊密な連携（継続）

法テラス及び神奈川県弁護士会被害者支援委員会との緊密な連携、協力関係を更に推進し、情報交換はもとより、相互に開催する会議への参加、被害相談の円滑な連絡、引き継ぎを行うための良好な関係の確立に努める。

(5) 性犯罪被害者のためのワンストップ支援体制の強化（継続・拡充）

神奈川県、県警察、当センターの三者が全国に先駆けて三位一体となった、ワンストップ体制を構築しているが、平成29年8月1日から県が開設した「かならいん」との連携支援に努めるほか、協力産婦人科医院の拡大、連携等の支援体制の強化に努める。

8 積極的な広報啓発活動等の推進

(1) 街頭キャンペーン等の実施（継続、拡大）

犯罪被害者支援について理解を深めるための啓発活動を行う「犯罪被害者週間」が、毎年11月25日から12月1日までと定められている。これに合わせて、この期間内の一日を活用し、県、県警察、神奈川県弁護士会、横浜地方検察庁、法テラス等と協力して新都市センターそごう前においてキャンペーンを実施し、県民の被害者支援についての理解を深め、被害者支援の重要性と被害者支援への理解を醸成すると共に、支援活動への協力確保並びにセンターの知名度を上げることを目的とした啓発活動を行う。令和2年度は、11月25日（水）を予定している。

地域キャンペーンについて、昨年度は、JR川崎駅西口（ラゾーナ川崎）など、4箇所神奈川県、県警察、地元警察署被害者支援ネットワーク等の協力を得て実施したが、好評であったことから、本年度も「犯罪被害者週間」に併せて計画を進める。

加えて、県下各警察署被害者支援ネットワーク等が行う地域広報活動にも積極的な支援を行う。

(2) 機関誌（ハートメッセージ）の発行（継続）

機関誌（ハートメッセージ）を発行し、会員のみならず県民に対する継続的な啓発を行うとともにファンディング対策としての活用も図る。

(3) 愛称による相談電話の広報（継続）

積極的な被害者等との接触を図るため、相談電話並びに性犯罪被害相談電話の愛称「ハートライン神奈川」を積極的に広報して相談電話の活性化を図るほか、被害者支援ソング「ペチュニアの微笑み」を使用しての効果的広報に務める。

(4) センターの活動内容、所在地等の積極的広報（継続）

被害者等を理解、支援する組織である当センター並びにその所在地を広く県民に周知するとともに、県民に被害者支援活動の重要性を訴えるリーフレット、チラシ等を作成し、関係機関・団体等を通じて広く県民に配布する。

(5) ホームページ（インターネット）の積極的な活用（継続、拡大）

平成29年10月23日に日本財団の助成を受けてホームページのリニューアルを行ったが、この周知についてあらゆる機会を通じて県民への広報活動を推進するほか、常に新しい支援情報やセンターの活動状況を取り込んだの活性化を図る。

(6) 20周年記念誌の作成準備（新規）

令和3年度は、当センターが活動を開始してから満20年を迎える年となることから、20年間の支援活動の総括を行い、次の10年への土台とすべく「20周年記念誌」の作成準備を行う。なお、式典については別途計画とする。

9 犯罪の実態等に関する調査及び研究事業（継続）

国の被害者支援施策のほか、全国ネットや他都道府県や市町村における被害者支援活動の実態を調査し、これに研究、検討を加えて組織的かつ効果的な支援活動を行うなど、より活発な支援活動を展開するための支援内容、要領等の研究を行う。

10 ボランティア相談員の研修及び養成事業

(1) 実務に即した講座の実施（継続、拡大）

ボランティアや非常勤の支援員等を確保し、恒常的な支援を提供できる体制を確立するほか、安心かつ安全な支援を提供するための直接支援員を養成するため、法廷や当センター等の見学の他、被害者の話、相談電話受理要領、面接実施要領、支援活動等の研修を積極的に推進する。

(2) 各級講座における認定制度の研究（継続）

各級講座への参加者の拡大と講座参加者の講座への関心度と集中度を高めて、より効果ある養成講座とするため、講習時間を勘案しながら電話相談員、直接支援補助者、直接支援員、犯罪被害相談員の各資格を認定する制度の研究を行う。

(3) 研修会の定期的開催（継続）

相談員、職員のスキルアップを図るため、毎月定例の研修会を開催し、支援員等として必要な支援活動を巡る諸情勢や法令改正に伴う知識の涵養を行う。

特に、電話相談、直接支援等の支援活動での個々の事例について研究討議する個別事例検討を研修に組み込むほか、チームとしての支援を行うため関係機関・団体から講師を招聘して幅広い支援内容の履修を行う。

(4) 各種研修会等への積極的参加（継続）

全国ネットが主催する直接支援研修をはじめ、全国フォーラム、シンポジウムや全国研修会、個別の支援業務等の各種研修会並びに関係機関・団体等が主催する各種研修会や公開講座に積極的に参加させ、支援員等のスキルアップを図る。

(5) 性犯罪被害者支援研修の開催（継続）

性犯罪被害相談の受理に際して、電話相談の受理、性被害者への付添、自助グループの運用等についての研修を活発化し、潜在する性被害者の支援に対応できる知識、技能の向上を図る。

(6) ボランティア相談員等の確保（継続）

神奈川県からの委託事業「かながわコミュニティカレッジ・犯罪被害者支援ボランティア養成講座初中級」及び同上級講座の受講生に対し、当センターへのボランティアの相談員等として活動するための勧誘を行い、面接試験を経て適格者を採用して組織体制の拡充を図る。

第3 一般事業

1 カウンセリング受託事業（継続）

犯罪等によって心身に被害を受けた被害者等の負担軽減を図るため、神奈川県との間でカウンセリング受託契約を結び、神奈川県臨床心理士会と連携してカウンセリング事業を実施する。

2 被害者支援に関する啓発事業（継続）

(1) 神奈川県、県警察、市区町村等の関係機関、法曹界、地域、被害者支援関係団体等から被害者支援に関する講師派遣の要請があった場合は、当センターの役員、職員及びセンターの養成講座を終え、又はそれに相当する知識を持つ者を派遣し、被害者等の支援活動の重要性等について、原則として有料で講演する事業を県と協働して実施する。

(2) 県警からの委託事業である「いのちの大切さを学ぶ教室」を通じて県下の中学・高校生に対する被害者支援気運の醸成を図る。

3 支援体制強化事業

(1) グループ別活動の活発化（継続）

「相談・支援グループ」「広報・啓発グループ」「研修・調査・連携グループ」活動を活発化させ、相談事業、直接支援事業に重点を指向した支援活動を展開する。

(2) 有資格ボランティア支援員等の確保（継続）

医療、法曹、行政等の有資格者や深い知識を持つ方で、当センターの事業に協力いただける方を面接相談員、直接支援員、スーパーバイザー、参与として委嘱するとともに、正会員として活動に参加して頂くよう依頼する。

第4 諸会議

1 定款規定の会議開催

- (1) 通常総会 令和2年5月30日（土）
- (2) 臨時総会 必要に応じて
- (3) 理事会 原則として四半期ごと年4回

2 運営委員会、各部会の開催

- (1) 当センターの事業を総合的、計画的かつ効果的に運営、推進するため、理事会の下部組織として設置した運営委員会を必要に応じて開催する。
- (2) その他、事業を円滑に推進するため、「相談・支援部会」、「広報・啓発部会」

及び「研修・調査・連携部会」の3部会を積極的に開催する。

3 関係機関の会議等への出席

- (1) 行政等の関係機関や団体の各種会議に出席して意見を述べるとともに、センターの事業について理解を求め協力体制の強化を図る。
- (2) 各種ネットワークの会合に出席し、センターの活動状況を説明するとともに、協力体制の強化を図る。

第5 情報管理

犯罪等の各種支援活動は、個人情報を知り得る立場にあることから、被害者等の平穏な生活の回復を行うための組織として犯罪被害者等早期援助団体の指定を受けていることを強く認識し、支援活動を通じて知り得た犯罪被害者等の個人情報を始めとして、いかなる支援に係る情報も外部に漏れることのないよう情報管理を徹底し、犯罪被害者等が安心して相談できる環境を維持する。

第6 管 理

1 管理体制

理事長	1	名
副理事長	2	名
理 事	8	名
監 事	2	名
合 計	13	名

2 執行体制

所員（常勤） 所長（兼・専務理事）	1	名
所員（常勤） 副所長	1	名
所員（常勤2・非常勤5）	7	名
合計	9	名

3 分掌事務

所長（常勤） 事務統括名	1	名
副所長（常勤） 事務統括補佐（兼事業課長）	(1)	名
総務課（常勤） 総務課長	—	名
（常勤） 総務課長補佐	1	名
（非常勤） 経理担当	1	名
合計	3(1)	名

事業課（常勤） 事業課長（副所長兼務）	1	名
（常勤） 事業課長補佐	1	名
（非常勤） 事業課員	4	名
合計	6	名